

横須賀市立小・中学校指定変更就学(他学区からの就学)承認基準

横須賀市教育委員会では、就学児童・生徒の住民登録上の住所による就学すべき学校を指定しています。

特別な事情により指定された学校を変更して通学する場合は、保護者の申立てにより、教育委員会が就学すべき学校の変更を(以下指定変更という)認める場合があります。横須賀市の基準は 以下のとおりです。

指定変更申立内容	必要書類等 (右欄から番号により表示)	必要書類等一覧
1 指定変更承認地域	① ② ③	① 指定変更申立書(支援教育課、行政センター窓口備え付けの所定用紙)
2 身体的理由がある場合	① ② ③ ⑤	② 印鑑(認め印で可)
3 転居後も継続して在籍していた学校へ就学する場合	① ② ⑩	③ 就学通知書(新入学1年生の場合)
4 転居が確実で学期当初から転校希望の場合	① ② ③ ④	④ 転居予定の証明(家屋の売買契約書、工事請負契約書等のコピー)
5 住民登録が異動できない場合(債権取り立て等)	① ② ⑨	⑤ 診断書(申請理由に関連した内容記載のあるもの)
6 留守家庭児童解消を理由とする場合(小学校のみ)	① ② ③ ⑥ ⑦	⑥ 保護者就労の証明(雇用証明、身分証明、健康保険証等のコピー)
7 再三転校してきた経過があった場合	① ② ⑧	⑦ 第三者の保育証明(手書きで可)
8 いじめのため転校を希望した場合	① ② ⑧	⑧ 学校長の副申書(新小1年生は教育相談の副申書)
9 兄弟関係の配慮を必要とする場合	① ② ③	⑨ 居所の証明(借家賃貸借契約書類等)
10 不登校が明らかに予測される場合	① ② ③ ⑧	⑩ 学校長の簡易な確認書
11 特別支援学級入級の場合	① ②	⑪ 志望動機等確認書(児童本人)
12 指定校に希望する部活動がない場合 (中学校就学時のみ) (希望する部活動がある隣接校への変更に限る)	① ② ③ ⑪	
13 その他教育的配慮が必要な場合(性格、指導、環境等)	① ② ③ ⑧	

※指定変更申立て手続きは、教育委員会支援教育課で行うことが原則ですが、指定変更申立内容の「1」、「3」及び「11」の理由による
手続きは、行政センターでも受付できます。

※新小1年生は指定変更申立内容の「7」及び「8」には該当しません。

詳細については、横須賀市教育委員会 支援教育課
電話 046-822-8480(直通)へお問い合わせください。